

3 - 3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	2,740,746	411,112	36,758,897	183,044	39,682,687	411,112
社	債	1,420,473	213,071	243,017	12,120,562	13,784,052	213,071
預貯金	銀 行 預 金	21,211,946	3,181,792	429,429	1,666,015	23,307,390	3,181,792
	銀行以外の金融機関の預金	22,360,453	3,354,068	1,121,314	9,065,825	32,547,592	3,354,068
	勤 務 先 預 金	3,762,346	564,352	11,462	-	3,773,808	564,352
合同運用信託の収益の分配		229,520	34,428	9,669	16,489	255,678	34,428
公社債投資信託の収益の分配等		122,206	18,331	11	6	122,223	18,331
小 計		51,847,690	7,777,154	38,573,799	23,051,941	113,473,430	7,777,154
定期積金の給付補てん金等		1,852,626	277,894	-	42,234	1,894,860	277,894
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		790,130	149,166	134,285	-	924,415	149,166
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		54,490,446	8,204,214	38,708,084	23,094,175	116,292,705	8,204,214

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	96,695,987	19,450,266	9,827,682	17,557,688	1,261,853	124,081,357	20,712,119
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	-	-	930,973	971,457	68,644	1,902,430	68,644
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	15,838,638	1,108,709	15,838,638	1,108,709
計	96,695,987	19,450,266	10,758,655	34,367,783	2,439,206	141,822,425	21,889,471

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	5,804,261	406,283

調査対象等： 平成23年2月から平成24年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,447,613,327	50,021,916	7,222,365,614	185,062,414	8,669,978,941	235,084,330
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,068,098	96,751	85,694,771	1,353,650	88,762,869	1,450,401
	計	1,450,681,425	50,118,667	7,308,060,385	186,416,064	8,758,741,810	236,534,731
退 職 所 得		145,396,662	2,331,580	92,503,778	3,540,225	237,900,440	5,871,805
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	14,394	-	14,394

調査対象等： 給与等の支払者から平成24年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- 用語の説明： 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。
- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば 利子等の支払調書、 配当及び剰余金の分配の支払調書、 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、 給与所得の源泉徴収票、 非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	8,895,971	936,418
	診療報酬	27,835,318	2,427,509
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	27,056,172	1,951,920
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,318,518	146,502
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	15,500,596	951,000
	契約金・賞金	1,555,247	60,294
	小 計	116,285,935	10,986,312
	法第203条の2該当（公的年金等）	19,525,732	378,205
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	21,436,776	143,736	
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）	320,503	7,240	
計	157,568,946	11,515,493	
災害減税法により徴収猶予したもの	-	405	

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成24年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成23年2月から平成24年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	3,254	395
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	3,529,620	220,519
匿名組合契約に基づく利益の分配	121,645	24,329
給 与 ・ 賞 与 等	535,532	89,333
退 職 手 当 等	97	19
人 的 役 務 の 報 酬	205	41
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	346,129	35,472
著作権の使用料又はその譲渡による対価	83,928	9,662
貸 付 金 の 利 子	26,732	5,345
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	760,886	148,500
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	9,105,870	910,587
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	499,340	99,868
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	11,696	2,339
合 計	15,024,934	1,546,409

調査対象等：平成23年2月から平成24年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。